

■専門医制度規則および規則細則：新旧対比表 (2022年11月12日改定)

改定箇所	元の規則文	改定案の規則文	改定のポイント
専門医制度規則細則 第3条 専門医資格の更新 第7項	③本学会または他の学会・研究会などにおいて、更年期医療等女性医学に関連した発表または論文の内容を証明するもの（抄録または論文のコピー等）	③本学会または他の学会・研究会（機構認定の領域講習を含む学会もしくは研究会）などにおいて、女性医学に関する発表または論文（査読のある雑誌に掲載されたもの）の内容を証明するもの（抄録または論文全体のコピー等）	・学会発表の要件をより明確にするため、機構認定の領域講習を含む学会発表もしくは研究会における発表を明記した。
専門医制度規則細則 第3条 専門医資格の更新 第8項	病気・留学の理由により更新の延期を希望するものは、理由を証明する書類を添えて専門医審査委員会へ申請する。専門医制度委員会ならびに理事会の承認が得られた場合、原則1年間の申請延期を認める。再申請延期は同様の手続きにて可能とする。更新申請延期後の更新手続きの際には第2項の条件が適応される。	産休・病気・留学の理由により更新の延期を希望するものは、理由を証明する書類を添えて専門医審査委員会へ申請する。専門医制度委員会ならびに理事会の承認が得られた場合、原則1年間の申請延期を認める。再申請延期は同様の手続きにて可能とする。更新申請延期後の更新手続きの際には第2項の条件が適応される。 延長期間中は専門医として扱い、学会ホームページの専門医リストからも削除しない。	・やむを得ない事情で更新できないものに関する条項としてより明確にした。 →やむを得ない事情として"産休"を加えた。 ・更新手続き延長期間中も専門医として扱うことを明記した。
専門医制度規則細則 第3条 専門医資格の更新 第9項	認定後5年目で第2項の要件を満たせなかった場合、ないしは第4条第1項から第4項までに該当した場合、資格を喪失する。ただし、翌年に限り、本条第3項を満たし、さらに本条 第4項中の学会指定プログラムを6年間で2回受講し、かつ、本条第5項中の研修単位の60単位以上の取得により再申請を行うことができる。	認定後5年目で第2項の要件を満たせなかった場合、ないしは第4条第1項から第4項までに該当した場合、資格を停止する。ただし、予め申請したものは翌年に限り、本条第3項を満たし、さらに本条 第4項中の学会指定プログラムを6年間で2回受講し、かつ、本条第5項中の研修単位の60単位以上の取得により再申請更新手続きを行うことができる。	・特段の事情無く更新要件を満たせないものについて、より明確に規定した。 →5年間で更新要件を満たせない場合、資格停止とする。ただし、予め申請したものは1年の更新手続き延期を認める。この場合、必要単位は10単位加算される。
専門医制度規則細則 第4条 専門医資格取得者の資格喪失	次に該当するものは、専門医資格取得を専門医制度委員会および理事会の議を経て、その資格を喪失する。 第1項 資格を辞退したとき 第2項 本学会会則の規定に従い、会員としての資格を喪失したとき 第3項 申請書に虚偽が認められたとき 第4項 資格取得者として不適当と認められたとき	次に該当するものは、専門医制度委員会および理事会の議を経て、専門医資格を喪失する。 第1項 資格を辞退したとき 第2項 本学会会則の規定に従い、会員としての資格を喪失したとき 第3項 申請書に虚偽が認められたとき 第4項 資格取得者として不適当と認められたとき 第5項 資格停止期間が1年を超えたとき（ただし、新規申請を妨げない）	・第4条冒頭文を微修正 ・第5項を追加 →資格停止期間を第3条第9項に基づき、最長1年と規定した。
女性ヘルスケア指導医の認定規定（細則） 第3章 指導医の認定 第4条 第5項 業績目録	女性ヘルスケアの臨床に関する学会発表または論文発表が、最近5年間に5編以上あること（このうち少なくとも1編は論文発表であること、共著者でも可）。 学会発表に関しては抄録のコピー（学会名、総会・地方会等会合の名称、開催年、演題番号、演題名、発表者名を記載したもの）を年代順に重ねて貼付、論文発表に関してはAbstractのコピー（雑誌名、巻、頁、年が明記されたもの）を添付すること。	女性ヘルスケアの臨床に関する学会発表（機構認定の領域講習を含む学会もしくは研究会における発表）または論文発表（査読のある雑誌に掲載されたもの）が、最近5年間に5編以上あること（このうち少なくとも1編は論文発表であることを要する。これら業績は共著者でも可である。）。 学会発表に関しては抄録のコピー（学会名、総会・地方会等会合の名称、開催年、演題番号、演題名、発表者名を記載したもの）を年代順に重ねて貼付、論文発表に関しては論文全体のコピー（雑誌名、巻、頁、年が明記されたもの）を添付すること。	・学会発表の要件をより明確にするため、機構認定の領域講習を含む学会発表もしくは研究会における発表を明記した。 ・論文発表については、Abstractだけでは判定材料が不足するため、論文全体のコピーを求めることとする。
女性ヘルスケア指導医の認定規定（細則） 第4章 指導医資格の更新 第7条	指導医の認定期間は5年間とする。専門医の更新が認められた指導医は、認定期間終了時に次の各号に定める全ての書類を本会専門医制度委員会に提出し、指導医更新の審査を受けることができる。	指導医の認定期間は5年間とする。専門医の更新が認められた指導医は、認定期間終了時に次の各号に定める全ての書類を本会専門医制度委員会に提出し、指導医更新の審査を受けることができる。産休・病気・留学、その他の理由により更新の延期を希望するものは、理由を証明する書類を添えて専門医制度委員会へ申請する。専門医制度委員会ならびに理事会の承認を得られた場合、原則1年間の申請延期を認める。再申請延期は同様の手続きにて可能とする。更新申請延期後の更新手続きの際にも以下第1項から第5項までの条件が適応される。延長期間中は指導医として扱い、学会ホームページの指導医リストからも削除しない。	・指導医更新に関する要件を追加した（8月理事会で承認済み） →産休・病気・留学、その他の理由で原則1年間の更新申請延期を認める。 ・再申請延期も同様の手続きで可能とする。 ・延期にあたっての追加要件は無い。 ・延期期間中も指導医として扱う。
女性ヘルスケア指導医の認定規定（細則） 第4章 指導医資格の更新 第7条 第4項 業績目録	女性ヘルスケアの臨床に関する学会発表または論文発表が、最近5年間に5編以上あること（学会発表だけでも可、共著者でも可）。 学会発表に関しては抄録のコピー（学会名、総会・地方会等会合の名称、開催年、演題番号、演題名、発表者名を記載したもの）を年代順に重ねて貼付、論文発表に関してはAbstractのコピー（雑誌名、巻、頁、年が明記されたもの）を添付すること。	女性ヘルスケアの臨床に関する学会発表（機構認定の領域講習を含む学会もしくは研究会における発表）または論文発表が、最近5年間に5編以上あること（学会発表だけでも可、共著者でも可）。 学会発表に関しては抄録のコピー（学会名、総会・地方会等会合の名称、開催年、演題番号、演題名、発表者名を記載したもの）を年代順に重ねて貼付、論文発表に関しては論文全体のコピー（雑誌名、巻、頁、年が明記されたもの）を添付すること。	・指導医新規申請と同様、学会発表の要件をより明確にするため、機構認定の領域講習を含む学会発表もしくは研究会における発表を明記した。 ・論文発表については、Abstractだけでは判定材料が不足するため、論文全体のコピーを求めることとする。
女性ヘルスケア指導医の認定規定（細則） 第5章 資格の喪失 第10条	理事長は、指導医としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、指導医の資格を専門医制度委員会並びに理事会の議決を経て取り消すことができる。	次に該当するものは、専門医制度委員会および理事会の議を経て、指導医資格を喪失する。 第1項 資格を辞退したとき 第2項 本学会会則の規定に従い、会員としての資格を喪失したとき 第3項 申請書に虚偽が認められたとき 第4項 資格取得者として不適当と認められたとき 第5項 資格更新延期期間が2年を超えたとき（ただし、新規申請を妨げない）	・資格の喪失についてより詳細に規定を設けた。 ・第1項から第4項までは専門医と同様。第5項は第7条の規定に沿って、更新延期できる期間を最長2年までとした。